

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保に関する法律
根 拠 条 項 : 第13条第4項
処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車 <del>が</del> 運送事業用自動車 <del>で</del> なくなった場合の保管場所標章の交付
原権者(委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項(保管場所標章)、第13条第3項(適用除外等)、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条(保管場所標章の交付の手続)
審 査 基 準 : 審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標準処理期間 : 1日
申 請 先 : 申請は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課
問い合わせ先 : 交通部交通規制課規制総務係(電話059-222-0110)、警察署交通課
備 考 :